

●香川県告示第20号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、坂出加入区について、平成16年香川県告示第23号による保険に付すべき義務は、平成20年1月19日限り消滅したので告示する。

平成20年1月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀